

(様式2)

「第2次京丹後市人権教育・啓発推進計画」の概要（案）

1 趣旨について

人権教育・啓発に関する施策については、平成12年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定・施行されました。同法では、国の責務とともに、第5条で「地方公共団体は、人権教育及び啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有する」と規定されています。また、平成14年3月には、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

京丹後市では、平成21年3月に「京丹後市人権教育・啓発推進計画」を策定し、人権教育・啓発に係る基本指針として、学校、地域、家庭、職域など、あらゆる場面で施策を進めています。

本計画の目標年次である平成30年度に計画の見直しを行い、人権教育・啓発に関する施策を、引き続き総合的かつ計画的に進めるための基本方針として「第2次京丹後市人権教育・啓発推進計画」を策定するものです。

2 計画の内容について

第1章 はじめに

国内外の人権尊重の流れ、京丹後市の人権教育・啓発に係る取組状況等について記述しています。

第2章 計画の基本理念

計画策定の趣旨、計画の目的及び性格、人権教育・啓発推進の視点、計画期間、推進体制等について記述しています。

第3章 人権問題の現状等

同和問題（部落差別）、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、犯罪被害者等、様々な人権問題について、これまでの取組、現状と課題、施策の方向について記述しています。

第4章 人権教育・啓発の推進

学校、地域社会、家庭、企業・職場等それぞれの場に応じた教育・啓発の推進方法（取組の現状、課題、施策の方向）、教職員、社会教育関係者、医療関係者、保健福祉関係者、消防関係者、市職員等人権に関係する職業従事者に対する研修等の推進（取組の現状、課題、施策の方向）について記述しています。

第5章 計画の推進

指導者の養成、啓発資料等の整備、効果的な手法による人権教育・啓発の実施、国、京都府、近隣市町、関係団体等との連携について記述しています。

用語解説

計画中に使用している用語について解説しています。（50音順）

参考資料

世界人権宣言、日本国憲法（抜粋）、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、京丹後市人権教育・啓発推進本部設置規程、人権関係年表を掲載

(様式2)

3 施行期日について

平成31年4月1日から施行する予定です。

※パブリックコメント手続きを行う制度等について、項目別にわかりやすく簡潔に記入してください。